

国税庁特定事業主行動計画（第Ⅳ期安心子育て応援プラン）の概要

背景・経緯

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てと仕事の両立の推進に向け、「国税庁特定事業主行動計画」を策定。
- 「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅲ期安心子育て応援プラン）」の期間満了に当たり、更なる子育てと仕事の両立推進に向け、これまでの取組状況や「財務省女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」などを踏まえ、「第Ⅳ期安心子育て応援プラン」を策定。

次世代育成支援対策推進法

国税庁特定事業主行動計画の
これまでの取組実施状況
(取組期間：H17.4～R3.3)

第Ⅳ期安心子育て応援プラン
(計画期間：R3.4～R8.3)

- (1) 全ての職員が活躍できるようなワークライフバランスを確保できる職場環境づくり
- (2) 気兼ねなく両立支援制度を利用できる職場環境の醸成

国税庁の両立支援に対する主な取組

- (1) 両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革
- (2) 各種相談体制の充実
- (3) 人事上の配慮等
- (4) 男性職員の家庭生活への関わり推進
- (5) 事務計画・事務分担の見直し等
- (6) 休暇制度等に関する関係機関への働きかけ
- (7) 研修参加の際の配慮
- (8) 超過勤務の縮減
- (9) 年次休暇の取得促進
- (10) 保育施設等に関する情報提供等
- (11) テレワークの拡大・推進
- (12) サテライトオフィスの整備等
- (13) 人事評価への反映
- (14) ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰

職員のライフサイクルの各局面における重点的支援策

出産
産前・産後

- (1) 母性保護、母性健康管理、休暇・休業制度、出産費用の給付措置等の周知
- (2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇合計5日以上取得促進
- (3) 育児参加を促進するためのシート等の活用や育児休業等の取得体験談の紹介

育児休業
(最大3年)

- (1) 男女を問わず、希望する職員が育児休業を取得することができる環境整備
(代替要員の確保、事務計画等の見直し、男性の育児休業取得促進、働き方等の面談等)
- (2) 育児休業中の職員に対してインターネット環境等を活用した情報提供
(職場の情報、税法等の改正内容、自主的に参加できる研修・説明会等の開催情報等)

職場復帰

- (1) 復職時の職場研修やOJT
- (2) 職員のニーズに応じた制度利用を推奨
- (3) 事務分担・休暇取得希望等に対する配慮
- (4) 周囲が協力し合う環境醸成
- (5) テレワークの拡大・推進、サテライトオフィスでの勤務環境の整備を推進

その他
支援策

- (1) 子育てバリアフリー
- (2) 子育てに関する地域貢献活動
- (3) 職場見学ツアー・家族参加型レクリエーション等
- (4) 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成

数値目標

- (1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇 … 該当する全ての男性職員が合計5日以上を取得
- (2) 男性職員の育児休業取得率 … 毎年30%以上